

障がい者用 I C カード乗車券取扱特約新旧対照表

改正前	改正後
(目的) 第 1 条 この特約は、千葉都市モノレール株式会社（以下「当社」という。）が、「千葉都市モノレール株式会社 I C カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する<u>身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）</u>の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）<u>第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者</u>とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。 (発売) 第 6 条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した「障がい者用 P A S M O ・定期券購入申込書（兼障がい者用 P A S M O 有効期限更新・個人情報変更申込書」（様式第 1 号。以下「購入申込書」という。）の提出および手帳を呈示し、当社の<u>身体障害者旅客運賃割引規則および知的障害者旅客運賃割引規則に定める割引</u>の定期乗車券に限り、<u>第 1 種身体障害者とその介護者または第 1 種知的障害者</u>とその介護者に対して同時に発売する。ただし、<u>第 1 種身体障害者または 1 種知的障害者</u>が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、単独で定期乗車券を発売する。	(目的) 第 1 条 この特約は、千葉都市モノレール株式会社（以下「当社」という。）が、「千葉都市モノレール株式会社 I C カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する<u>身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 号に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、総称して「手帳」という）</u>の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載のある）<u>第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者または第 1 種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）</u>とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。 (発売) 第 6 条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した「障がい者用 P A S M O ・定期券購入申込書（兼障がい者用 P A S M O 有効期限更新・個人情報変更申込書」（様式第 1 号。以下「購入申込書」という。）の提出および手帳を呈示し、当社の<u>身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則または精神障害者旅客運賃割引規則に定める割引</u>の定期乗車券に限り、<u>障害者</u>とその介護者に対して同時に発売する。ただし、<u>障害者</u>が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、単独で定期乗車券を発売する。